

## 年金法令・制度運営（問題）

### 【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。

（例. 「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」）

問題1. 次の設問1から設問8の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。  
なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。（25点）

設問1. 次は、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」の記述である。

（確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法）

第三条 加入者（（ A ）加入者を除く。以下この項において同じ。）に係る他制度掛金相当額は、次の各号に掲げる（ B ）（（略））の計算に用いた財政方式（（略））の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 （ C ）（（略））

次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を（ D ）に換算した額

イ （ E ）に係る将来の給付に要する費用の予想額の現価に相当する額

ロ 一円に（ E ）の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額

二～四 （略）

2 前項各号に掲げる額の算定に用いる（ F ）（（略））は、直近の（ B ）の計算に用いた（ F ）と同一のものとする。

3 （略）

（簡易な基準に基づく確定給付企業年金等の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法）

第四条 確定給付企業年金法施行規則第六十五条に規定する簡易な基準に基づく確定給付企業年金又は前条の算定方法による他制度掛金相当額の算定が（ G ）厚生労働大臣が認める確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額は、同条の規定にかかわらず、（ H ）（（略））の計算基準日（（略））における当該（略）の結果に基づく（ B ）（（略））を当該（略）の計算基準日における加入者の数で除した額を（ D ）に換算した額とする。

【選択肢】

(ア) リスク分担型企業年金の	(イ) 60歳以上の	(ウ) 65歳以上の
(エ) 年金受給権者である	(カ) 数理債務の額	(キ) 責任準備金の額
(ケ) 掛金額	(ク) 本則基準	(コ) 簡易基準
(シ) 開放基金方式	(ス) 一月当たりの額	(セ) 一年当たりの額
(タ) 一人当たりの額	(チ) 新規加入者	(ツ) 標準的な加入者
(ト) 平均的な加入者	(テ) 基礎率	(ニ) 予定利率以外の基礎率
(ヌ) 予定利率	(ネ) 年金選択率	(ノ) 不要であると
(ヒ) 不可能であると	(フ) 困難であると	(ハ) 無効であると
(マ) 5年以内の財政検証	(ミ) 5年以内の財政計算	(ホ) 直近の財政計算

設問2. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する「掛金の額の算定方法」に関する記述である。

(掛金の額の算定方法)

第三十八条 法第五十五条第四項第二号の厚生労働省令で定める適正かつ合理的な方法は、次のとおりとする。

- 一 加入者の給与に類するものに（ A ）を乗ずる方法
  - 二 加入者の性別、（ B ）又は加入者が資格を取得したときの（ B ）に応じて額を定める方法
  - 三 加入者の給与又は給与に類するものに、加入者の性別、（ B ）又は加入者が資格を取得したときの（ B ）に応じて定めた割合を乗ずる方法
  - 四 定額、給与に（ A ）を乗ずる方法及び前三号の方法のうち（ C ）以上の方法を組み合わせた方法
- 2 第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額、第四十六条第一項に規定する特別掛金額、第四十六条の二第一項に規定するリスク対応掛金額、第四十七条の規定により計算される掛金の額、第五十二条第四項の規定により拠出する掛金の額及び第五十九条第一項の規定により掛金の額に追加して拠出する掛金の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、第四十六条の三の規定により計算した額とする方法、第四十六条の規定により計算した額とする方法、第四十六条の二の規定により計算した額とする方法、第四十七条の規定により当該償却が次回の財政再計算のときに（ D ）するように計算された額とする方法、第五十二条第四項の規定により（ E ）から（ F ）を控除した額とする方法又は第五十九条第一項に規定する（ G ）とする方法により算定することができる。

【選択肢】

(ア) 一定の割合	(イ) 一定率	(ウ) 定数	(エ) 一定の乗率
(カ) 職種	(ク) 勤続年数	(キ) 勤務年数	(ケ) 年齢
(ク) 一	(コ) 二	(サ) 三	(シ) 四
(ス) 終了	(セ) 完結	(ソ) 完了	(タ) 満了
(チ) 数理債務の額	(ツ) 最低積立基準額	(テ) 責任準備金の額	(ト) 積立上限額
(チ) 要支給額	(ニ) 標準掛金収入現価	(ス) 特別掛金収入現価	(ネ) 契約者価額
(リ) 上回る額	(ハ) 下回る額	(ヒ) いずれか大きい額	(フ) いずれか小さい額

設問3. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に規定する「計算基礎の分類」に関する記述である。

### 3.1 計算基礎の分類

計算基礎は、金融経済的なものと人口統計的なものとに分類することができる。

#### ① 金融経済的な計算基礎

割引率、給付改定の予想、予想昇給率のうちベースアップに相当する部分、ポイント制におけるポイント単価の予想、キャッシュ・バランス・プランにおける予想再評価率が含まれる。

金融経済的な計算基礎は、退職給付債務の計算対象となる（ A ）期間の（ B ）を対象として、市場のデータや、（ C ）で共有されている（ D ）などを参考にして設定する。

金融経済的な計算基礎は、他の金融経済的な計算基礎との（ E ）に留意して設定する。

#### ② 人口統計的な計算基礎

退職率、死亡率、一時金選択率、予想昇給率のうち年齢や経験年数との相関が見られる部分、ポイント制における予想ポイントが含まれる。

人口統計的な計算基礎は、本専門業務の対象となる集団の（ F ）を反映するものである。

それぞれの計算基礎には、当該集団の経験データを用いて推定する数理的な方法があり、本専門業務においても合理的な方法としてこれらを利用できると考えられる。これらの方法を利用しつつ、退職給付債務の計算対象となる（ A ）期間の（ B ）を対象として、将来の予想を行うという観点で、適正な計算基礎を推定する。

具体的には、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の該当箇所に記載されている方法が参考になる。

また、厚生年金基金、又は、確定給付企業年金（以下、両者を併せて「（ G ）」という。）を採用している場合には、（ G ）の財政の目的で使用されている基礎率をそのまま本専門業務における計算基礎として使用することが考えられる。ただし、これらの基礎率は、（ G ）における財政上の観点を重視して設定されている場合や、法令等による制約が課せられている場合がある他、本専門業務の適用対象者と（ G ）の加入者の範囲が異なる場合があることに留意して、本専門業務における計算基礎としてそのまま使用することの妥当性について検討する。

（注）IAS19 では、数理的な仮定は、偏りがなく、相互に整合的でなければならない、とされ、退職給付の提供に関する最終的な費用を決定する変数の、企業の（ H ）である、とされている。

（以下略）

【選択肢】

(ア) 拠出見込み	(イ) 支払い見込み	(ウ) 勤務	(エ) 割引
(カ) 予測部分	(ク) 全体	(キ) 過去部分	(ク) 一部
(ケ) 財務諸表作成企業	(コ) 会計監査人	(サ) 市場関係者間	(シ) 投資家
(ス) 予測数値	(セ) 実績値	(ソ) 過去データ	(タ) 見込みデータ
(チ) 合理性	(ツ) 関係性	(テ) 整合性	(ト) 適切性
(ナ) 傾向	(ニ) 実態	(ヌ) 特徴	(ネ) 特性
(ノ) 確定給付型制度	(ハ) 適格 DB 制度	(ヒ) 積立型制度	(フ) 企業年金制度
(ホ) 合理的な見積り	(ホ) 妥当な見積り	(マ) 適正な見積り	(シ) 最良の見積り

設問4. 次は、「企業会計基準適用指針第25号 退職給付に関する会計基準の適用指針」に規定する「退職給付に係る注記」に関する記述である。

(退職給付に係る注記)

53. (略)
54. 「退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表」(会計基準第30項(3))を注記するにあたっては、次の項目を含む主な内訳が分かるように記載する。なお、重要性が乏しい項目については、「その他」に含めることができる。
- (1) 勤務費用
  - (2) 利息費用
  - (3) 数理計算上の差異の当期発生額(費用処理されたものを含む。)
  - (4) ( A )
  - (5) 過去勤務費用の当期発生額(費用処理されたものを含む。)
  - (6) その他
55. 「年金資産の期首残高と期末残高の調整表」(会計基準第30項(4))を注記するにあたっては、次の項目を含む主な内訳が分かるように記載する。なお、重要性が乏しい項目については、「その他」に含めることができる。
- (1) 期待運用収益
  - (2) 数理計算上の差異の当期発生額(費用処理されたものを含む。)
  - (3) ( B )
  - (4) ( A )
  - (5) その他
56. 「退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表」(会計基準第30項(5))を注記するにあたっては、退職給付債務について、( C )と( D )の内訳を記載する。
57. 「退職給付に関連する損益」(会計基準第30項(6))を注記するにあたっては、当期純利益を構成する項目に計上された次の退職給付費用の項目について記載する。なお、重要性が乏しい項目については、集約して記載することができる。
- (1) 勤務費用
  - (2) 利息費用
  - (3) 期待運用収益
  - (4) 数理計算上の差異の当期の費用処理額
  - (5) 過去勤務費用の当期の費用処理額
  - (6) その他(会計基準変更時差異の費用処理額、( E )等)
58. (略)
59. 「年金資産に関する事項」(会計基準第30項(9))を注記するにあたっては、次の項目について記載する。

- (1) 年金資産の主な内訳として、( F ) などの種類ごとの割合又は金額。なお、  
( G ) が設定された企業年金制度について、年金資産の合計額に対する  
( G ) の額の割合が重要である場合には、その割合又は金額を別に付記する。
- (2) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 (年金資産の主要な種類との関連)

60. (略)

【選択肢】

(ア) 事業主からの拠出額	(イ) 事業主からの給付額	(ウ) DB年金の掛金	(エ) DB年金の給付
(カ) 年金の支払額	(ク) 一時金の支払額	(ケ) 退職給付の支払額	(コ) 退職金の支払額
(サ) 年金制度	(シ) 退職一時金制度	(セ) 基金型DB	(ソ) 規約型DB
(ス) 積立型制度	(テ) 非積立型制度	(ツ) 従業員部分	(タ) 年金受給権者部分
(チ) 大量退職による臨時支払い		(ツ) 会社合併による特別損益	
(テ) 臨時に支払った割増退職金		(ト) 会社分割による特別損益	
(チ) 内株、外株	(ニ) 株式、債券	(ヌ) コモディティ、ヘッジファンド	
(ネ) 信託資産、生保資産	(ノ) 特別掛金	(ハ) リスク対応掛金	(ヒ) 給付専用ファンド
(フ) 退職給付信託			

設問5. 次は、「中小企業退職金共済法」に定める掛金に関する記述である。

第二十二條 共済契約者は、退職金共済契約が効力を生じた日の（ A ）から被共済者が退職した日又は退職金共済契約が解除された日の（ B ）までの各月につき、その月の末日（退職の日又は退職金共済契約の解除の日の（ B ））にあつては、その退職の日又はその解除の日における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日（退職金共済契約が効力を生じた日の（ A ）分の掛金にあつては、翌々月末日）までに納付しなければならない。

2 毎月分の掛金は、（ C ）することができない。

第二十三條 機構は、中小企業者が退職金共済契約の申込みをすること及び共済契約者が第九條第一項の（ D ）の申込みをすることを促進するため、厚生労働省令で定めるところにより、共済契約者の掛金に係る負担を軽減する措置として、（ E ）の掛金の額を減額することができる。

2 前項の規定に基づき掛金の減額の措置が講ぜられる月について、共済契約者が同項の規定に基づき減額された額により掛金を納付した場合には、第十條第二項（第十六條第三項において準用する場合を含む。）及び第五十五條第一項の規定の適用については、前條第一項の掛金月額により掛金の納付があつたものとみなす。

第二十四條（略）

第二十五條 機構は、納付期限後に掛金を納付する共済契約者に対して、（ F ）を納付させることができる。

2 （ F ）の額は、掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額を超えてはならない。

【選択肢】

(ア) 前日が属する月	(イ) 属する月の前月	(ウ) 属する月	(エ) 属する月の翌月
(カ) 前納	(ク) 後納	(キ) 分割して納付	(ク) 一括して納付
(ケ) 掛金月額の増加	(コ) 共済者の範囲の拡大	(サ) 支給要件の緩和	(シ) 加入要件の緩和
(ス) 三ヵ月	(セ) 六ヵ月	(ソ) 一定の月分	(タ) 契約で定めた月分
(チ) 過料	(ツ) 遅延利息	(テ) 罰則金	(ト) 割増金



設問6. 次は、「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」に規定する「企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」の内容」に関する記述である。

1. 企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」の内容

実施事業所の従業員（企業型年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）が企業型年金加入者となる事についての企業型年金規約で法第3条第3項第6号の「一定の資格」を定めたときは、当該資格を有しない者は企業型年金加入者としなが、当該資格を定めるに当たっては次のとおりとし、「短時間・有期雇用労働者及び（ A ）に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第430号）の「基本的な考え方」を踏まえること。

（1）「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に（ B ）な取扱いとなるものであること。

① 「一定の職種」

「一定の職種」に属する従業員のみを企業型年金加入者とする事。この場合において、「職種」とは、研究職、営業職、事務職などの労働協約又は（ C ）その他これらに準ずるもの（以下「労働協約等」という。）において規定される職種をいい、これらの職種に属する従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員の労働条件とは別に規定されているものであること。

② 「一定の勤続期間」

実施事業所に使用される期間（いわゆる勤続期間）のうち、「一定の勤続期間以上（又は未満）」の従業員のみを企業型年金加入者とする事。なお、見習期間中又は試用期間中の従業員については企業型年金加入者としながことができるものであること。

③ 「一定の年齢」

「一定の年齢未満」の従業員のみを企業型年金加入者とする事。

（注）確定拠出年金は従業員の（ D ）を図るための制度であって、「一定の年齢」を60歳より低い年齢とする事とはできない。ただし、企業型年金の（ E ）又は企業型年金加入者の資格取得日に（ F ）以上の従業員は、自己責任で運用する期間が短く、また、60歳以降で定年退職してもそのときに給付を受けられないという不都合が生じるおそれがあることから、

（ F ）以上の一定の年齢によって加入資格を区分し、当該一定の年齢以上の従業員を企業型年金加入者とせず、当該一定の年齢未満の従業員のみを企業型年金加入者とする事とはできるものであること。

④ 「希望する者」

従業員のうち、「企業型年金加入者となる事を希望した者」のみを企業型年金加入者とする事（この場合にあつては、企業型年金加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものではないこと。）。

（2）企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」を定める場合、基本的には、

ア 上記(1)の①及び②に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、厚生年金基金(加算部分)、確定給付企業年金又は退職手当制度(退職手当前払制度を含む。以下同じ。)が適用されていること。

イ 上記(1)の③(注)ただし書及び④に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、確定給付企業年金(④に掲げる場合に限る。)又は退職手当制度が適用されていること。

とするとともに、これらの制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について( B )な取扱いを行うこととならないようにすること。

(3) 労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合にあっては、企業型年金加入者の資格を区分(グループ区分)することができること。

**【選択肢】**

(ア) 非正規雇用者	(イ) 非正規労働者	(ウ) 派遣労働者	(エ) 派遣社員
(カ) 不利益	(ク) 不適當	(キ) 不当に差別的	(ク) 不当に恣意的
(ケ) 採用条件	(コ) 就業条件	(ク) 就業規定	(シ) 就業規則
(ス) 老後の生活保障	(セ) 老後の所得確保	(ソ) 老後の生活安定	(タ) 老後の福祉向上
(チ) 開始時	(ツ) 発足時	(テ) 設立時	(ト) 権利義務承継時
(ナ) 50歳	(ニ) 54歳	(ヌ) 55歳	(ネ) 59歳

設問7. 次は、2019（令和元）年財政検証結果レポート「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見直し」の「公的年金の財政の仕組み」に関する記述を抜粋したものである。

（1）公的年金財政の構造

公的年金は国の（ A ）として厚生年金勘定、国民年金勘定、基礎年金勘定を有しており、公的年金の収支はこの3つの勘定を通して行われる。（略）

国民年金、厚生年金の保険料については、それぞれ国民年金勘定、厚生年金勘定に納付される。一方、年金給付については、国民年金、厚生年金それぞれ独自の給付（2階部分）については、それぞれの保険料が納付される国民年金勘定、厚生年金勘定から給付されるが、共通の基礎年金（1階部分）については、保険料納付のない基礎年金勘定から支出される。この基礎年金勘定から支出される基礎年金給付費を賄うのが（ B ）であり、毎年度、国民年金勘定、厚生年金勘定からその年度の給付に必要な額が拠出される。すなわち、基礎年金勘定については、原則として、（ B ）による完全な（ C ）となっており、（ D ）は有していない。なお、国民年金と厚生年金の按分については、（ E ）被保険者数（ただし、第1号被保険者数については納付者に限る）の人数比で按分することとされている。

よって、国民年金勘定、厚生年金勘定の主な支出は、（ B ）（1階部分）に加えて、国民年金、厚生年金それぞれ独自の給付（2階部分）となる。その費用を賄うための主な収入は、保険料収入と基礎年金給付の（ F ）相当の国庫負担となっており、支出が保険料収入と国庫負担を上回る場合に（ D ）及びその運用収入が活用されることとなる。

このように国民年金勘定、厚生年金勘定については、（ C ）を基本としているものの、一定の（ D ）を有し活用されている。

【選択肢】

(ア) 一般会計	(イ) 特別会計	(ウ) 年金会計	(エ) 福祉会計
(カ) 国庫負担金	(ク) 基礎年金拠出金	(キ) 他勘定振替金	(ケ) 保険料振替金
(ク) 賦課方式	(コ) 積立方式	(ク) 総合保険料方式	(シ) 随時充当方式
(ス) 財源	(セ) 積立金	(リ) 予算	(タ) 余剰資産
(フ) その前々年度の	(ツ) その前年度の	(テ) その年度の	(ト) 過去3年間の平均
(チ) 4分の1	(ニ) 3分の1	(ヌ) 3分の2	(ネ) 2分の1

設問8. 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

第5条 会員は、専門的職能人としての（ A ）及び注意をもって、公正かつ誠実に業務を遂行しなければならない。

2 会員は、一般社会及び業務の依頼者（以下「顧客」という。）並びに所属法人に対して専門的職能人としての（ B ）を全うできるよう行動しなければならない。

3 会員は、専門的職能人として業務を遂行するため、会員相互の研鑽その他を通じ自己の能力の向上に努めなければならない。

【選択肢】

(ア) 力量	(イ) 技術	(ウ) 信用	(エ) 知識	(オ) 品位
(カ) 使命	(キ) 職責	(ク) 目的	(ケ) 望み	(コ) 約束

問題2. 2021年9月27日に発出され2022年1月21日にて一部改正された通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」の記載内容に基づき、以下の設問にそれぞれ解答せよ。(8点)

設問1. 次は、通知「確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて」中の、2022年10月1日施行分に係る記載である。

以下のA~Dの空欄に入る語句・文章をそれぞれ記載せよ。なお、当該通知に記載してあった、関係法令条項の記載は省略している。

(見直しの具体的内容)

- ① 企業型DCのみに加入する者については、月額5.5万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で(ただし、月額( A )を上限)、iDeCoの掛金を( B )できるものとする。企業型DCのみならずDB等の他制度にも加入する者については、月額2.75万円から各月の事業主掛金を控除した残余の範囲内で(ただし、月額( C )を上限)、iDeCoの掛金を( B )できるものとする。
- ② 企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金については、平成30年1月から任意に決めた月にまとめて拠出(いわゆる年単位拠出)することも選択可能となっているが、この仕組みは任意性が高く、これを把握・管理してiDeCoの拠出限度額を管理しようとする、iDeCoの拠出限度額の管理を行っている( D )の事務処理・システム対応が極めて複雑化するため、今回の要件緩和は、事業主掛金とiDeCoの掛金について、各月の拠出限度額の範囲内での( B )に限るものであること。企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での( B )となっていない場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入できないこと。

(以下、略)

設問2. 2024年12月1日に施行される企業型DC加入者に係る拠出限度額の変更について、当該拠出限度額の経過措置の終了要件について簡記せよ。なお、当該経過措置終了要件には、確定給付企業年金、企業型DCに関わる内容がそれぞれあるが、後者のみを記載せよ。

設問3. 同一事業主のもとで実施事業所の統合が行われ、DB規約および企業型DC規約について実施事業所の増加が起きることが想定される。この際に、2024年12月1日施行の企業型DC加入者に係る拠出限度額見直し後に、拠出限度額の経過措置が継続するための条件3つのうち2つを記載せよ。

問題3. 公的年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(8点)

設問1. 次は、2019(令和元)年財政検証結果レポート「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」の「給付水準調整を終了する仕組み」に関する記載の一部である。以下の①～④の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び( ① )による財源により、今後、( ② )の財政均衡期間で年金財政が均衡すると見込まれる給付水準に到達するまで続けるものであり、( ③ )において、給付水準調整の終了が可能かどうか判断することとなっている。給付水準調整が終了すると、本来の( ④ )による年金の改定に復帰することとなる。

(以下略)

設問2. 2019(令和元)年財政検証結果レポート「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」の第3章第8節「2. マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の長期化の要因」において、「2階部分の報酬比例年金に比べると、1階部分の基礎年金の方が、給付水準調整期間がより長期化することとなった」との記載がある。その要因として記載されている事項のうち、「年金額改定の仕組みによる影響」および「基礎年金拠出金の負担構造に伴う影響」について、それぞれ簡記せよ。

問題4. 確定給付企業年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(6点)

設問1. 次は、確定給付企業年金法施行規則の積立上限額に関する記載である。以下のA~Dの空欄に入る数値・語句・文章をそれぞれ記載せよ。

(積立上限額の算定方法)

第六十二条 当該事業年度の末日における積立上限額は、次のいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額とする。

一 次の要件を満たす基礎率を用いて計算した当該事業年度の末日における数理債務の額

イ 予定利率は、当該事業年度の末日における下限予定利率とすること。

ロ 予定死亡率は、基準死亡率に、次に掲げる加入者、加入者であった者又はその遺族等の区分に応じそれぞれ定める率を乗じた率とすること。

(1) 加入者 ( A )

(2) 男子であって、加入者であった者又はその遺族( (4) に掲げる者を除く。) ○・七二

(3) 女子であって、加入者であった者又はその遺族( (4) に掲げる者を除く。) ○・七二

(4) 障害給付金の受給権者 ( B ) ( (1) に掲げる者を除く。)

ハ その他の基礎率は、( C ) とすること。

二 ( D )

設問2. 事業年度の末日において積立金の額が積立上限額を超える場合の掛金の控除方法について、2通りの方法があるが、それぞれについて簡記せよ。

問題5. 次は、確定給付企業年金制度（リスク分担型企業年金でない制度）が、ある事業年度末（N年度末）を計算基準日として財政再計算を行った後の諸数値、またその翌年度と翌々年度の財政決算の諸数値である。以下の設問にそれぞれ解答せよ。解答に当たっては、公益社団法人日本年金数理人会の定める確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンスに記載された方法により計算を行い、計算過程の金額の端数処理は百万円未満を四捨五入すること。なお、解答に至るまでの計算式や過程も記述すること。（8点）

年金財政に関する諸数値は以下の通り

	N年度末 財政再計算	N+1年度末 財政決算	N+2年度末 財政決算
純資産	10,000 百万円	10,300 百万円	9,600 百万円
数理債務	9,800 百万円	9,600 百万円	9,400 百万円
特別掛金収入現価	500 百万円	400 百万円	300 百万円
財政悪化リスク相当額	500 百万円	500 百万円	500 百万円
掛金等収入	—	400 百万円	400 百万円
給付費	—	500 百万円	500 百万円

- ・財政再計算後の特別掛金収入現価と未償却過去勤務債務残高は同額と考えてよい。
- ・財政再計算後の別途積立金は700百万円とする。
- ・承継事業所償却積立金は計上していない。
- ・N+1年度及びN+2年度の財政決算において、経常収支の科目で「掛金等収入」「給付費」以外の損益計算書に数値が計上されたものは、「運用収益」「運用損失」「運用報酬」のみである。また、特別収支の科目は全て0である。
- ・「掛金等収入」「給付費」は現金ベースも上記と同額であり、また年度中均一に発生している。

(その他の前提)

- ・積立金の額の評価方法は時価方式を用いている。
- ・予定利率は0.0%である。
- ・リスク対応掛金は拠出していない。

設問1. N+1年度およびN+2年度の財政決算における当年度剰余金（または当年度不足金）はいくらか。

設問2. N+1年度の財政決算における当年度剰余金（または当年度不足金）について、顧客に簡潔に説明するとした場合、どのように説明するか述べよ。なお、説明にあたっては「前期からのリスク充足額の変動額」と「当年度剰余金（または不足金）」の違いについて必ず触れること。また、リスク充足額の変動の要因を分析する必要はないものとする。

設問3. N+2年度の財政決算における当年度剰余金（または当年度不足金）について、設問2と同様の内容を解答せよ。



問題6. 退職給付会計に関し、「企業会計基準適用指針第25号 退職給付に関する会計基準の適用指針」に規定されている内容について、以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10点)

設問1. 数理計算上の差異の費用処理年数として平均残存勤務期間を採用している場合で、平均残存勤務期間が短縮又は延長されたことにより、従来の費用処理年数を下回る又は上回ることとなった時には費用処理年数を短縮又は延長する。この時の費用処理の内容について簡記せよ。  
なお、費用処理年数を短縮する場合と延長する場合それぞれについて解答すること。

設問2. 複数事業主制度を採用している場合、自社の負担に属する年金資産等の計算を行う時の合理的な基準として、どのような値の比率を用いることができるか、列挙せよ。

問題7. 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会において、一人ひとりが老後に備えられるよう、企業年金制度以外の枠組みまで視野を広げる「穴埋め型」(注)が、企業年金・個人年金制度の将来像の検討として挙げられている。

確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金の制度の相違点、特徴などを踏まえ、我が国に「穴埋め型」を導入することが望ましいと考えるか、望ましくないまたは必要ないと考えるか、所見を述べなさい。(解答用紙3枚以内) (35点)

(注) 「穴埋め型」は、第18回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会資料「令和3年度税制改正要望に係るこれまでの議論の整理」に記載されている次の仕組みを前提とすること。

- ・全国民について、個人別に老後の備えのための非課税拠出の共通枠を設定
- ・現役時代は一定の上限額まで非課税による拠出(掛金拠出)を認め、運用段階についても非課税、支給時に課税(EET)
- ・企業年金がある場合は、確定給付企業年金・確定拠出年金への企業の掛金額を上限額から控除し、残余がある場合は個人の所得から非課税拠出が可能
- ・使い残しの枠は翌年以降への繰り越しを認める
- ・退職一時金については、受け取った金額を退職所得勘定に非課税で拠出することを認める